

# 青梅市新庁舎建設基本構想

青 梅 市

## 目 次

1	はじめに	.....	1
2	現庁舎の問題点	.....	2
3	新庁舎の必要性	.....	2
4	基本方針	.....	3
5	建設の構想	.....	4

# 1 はじめに

本市は昭和26年4月青梅町、調布村、霞村の1町2村が合併して市制施行し、昭和30年に隣接する小曾木村、成木村、吉野村、三田村の4村を編入し現在に至っている。

市発足時は旧青梅町役場を市庁舎として利用し、現庁舎は昭和36年に現在地に移転建設されたものである。

その後、工業団地の造成、土地区画整理事業の推進や近代的都市としての都市基盤整備が進むに従い人口も増加し、庁舎建設当時5万7千人余であった人口も、40年余りを経た現在、14万人を超えるに至った。

このような人口の増加に伴い、行政需要も増大し、昭和36年に396人(総合病院職員を除く。)であった職員も現在886人に増え、庁舎は年々狭あいを増してきている。

これまで、庁舎の増築や分室の設置等により対応を図ってきたが、狭あいを解消するに至らず、窓口の分散化、建物の老朽化とともに耐震性にも欠け、利便性、機能性、安全性等からも市民のための庁舎として十分機能し得ない状況にある。

このことから、庁舎が抱える様々な問題を解消し、市民サービスの向上、行政効果を一層高めていくためにも新庁舎の建設は早急に取り組まなければならない重要な課題となっている。

新庁舎は、多様化する市民ニーズに的確にこたえるべき機能と高度情報化に対応した機能、さらに、災害時の防災拠点としての機能を備えた庁舎とすることが求められる。

この基本構想は、市民に優しく親しみやすい新庁舎建設の指針となる基本的事項について取りまとめたものである。

## 2 現庁舎の問題点

現庁舎は、次のよう様々な問題を抱えており、行政の効率的運営と市民サービスの向上を図る上からも支障がある。

### (1) 建物の老朽化

ア バリアフリー対策として高齢者、障害者等への対応を現庁舎で図ることは困難である。

イ 現庁舎は昭和36年の建設であり、現在の耐震基準に対して耐震性に欠ける。

ウ 市庁舎は災害対策本部機能を有しているが、現庁舎では災害発生時の拠点として十分な機能を果たすことが困難である。

エ 多様化する行政需要へ対応するため、庁内LANなど高度情報化社会に向けての対応に苦慮している。

オ 冷暖房効率、照明の不適切など環境面や安全衛生面等から様々な問題がある。

### (2) 建物の狭あい、分散化

ア 狭あい対策として、分室等により事務室の分散を行い対応しているため、市民の利便性の面で支障がある。

イ 各種申請・申告、相談、会議などに十分対応するためのスペースの確保が困難である。

ウ 効率的な事務運営に支障がある。

### (3) 建物の防犯対策、非常時の安全性

ア 盗難等の防犯、セキュリティ対策が不十分である。

イ 建物が狭あいであることから、火災等非常時における市民および職員の安全性の確保に問題がある。

## 3 新庁舎の必要性

市庁舎は市政全般にわたる中心的な行政拠点であり、市民サービスを基本とし、親しみやすく利用しやすい施設として、また、市民生活の安全が図られる機能を有したものでなければならない。

このことから新庁舎の建設は、次のような効果が期待できる。

(1) 市民サービスの向上

事務室分散配置の解消と事務の効率化により市民サービスの向上が図ることができる。

(2) 高齢者、障害者等への対応

高齢者、障害者はもとより、すべての人が円滑かつ快適に利用できるよう配慮した設備の整備により、利便性の向上を図ることができる。

(3) 防災拠点の形成

防災機能の強化を図ることにより、災害時の対策本部としての機能の強化を図ることができる。

(4) 行政情報等の場の提供

行政情報、文化、交流の場の提供ができる。

(5) 時代の変化への対応

高度情報化社会、地方分権など時代の変化への対応を図ることができる。

## 4 基本方針

市民が行政サービスを迅速かつ的確に受けられ、親しみやすく利用しやすい庁舎とする。また、市の業務が能率的に運営されるよう機能的な職場環境を整備し、職員にとっても快適で働きやすいものとする。

これらのことから、新庁舎建設の基本方針は次のとおりとする。

(1) 分かりやすく利用しやすい機能や安全性に配慮するとともに、市民の触れ合いの場として親しまれる庁舎とする。

(2) 高齢者・障害者はもとより、すべての人が利用しやすいユニバーサルデザインが図られた庁舎とする。

(3) 議会の独立性を保ち、行政部門との連携を図ることができる庁舎とする。

(4) 地震等災害時の防災拠点としての機能を有する庁舎とする。

(5) 環境配慮型官庁施設（グリーン庁舎）を考慮し、省エネルギー時代に即応した経済的で維持管理のしやすい庁舎とする。

(6) 高度情報化など今後の行政需要の変化に対応可能な庁舎とする。

## 5 建設の構想

### (1) 建設の基本指標

#### ア 想定人口

想定人口を15万人とする。

#### イ 計画対象議員数

想定人口に対する地方自治法に定める上限の数34人とする。

#### ウ 計画対象職員数

本庁舎に勤務すべき職員数は600人とする。

#### エ 収容部課等

組織機構については、将来における行政需要の増大や質的变化に対応できるよう検討しなければならないが、現行の組織機構を基本とし、現在の本庁舎、各分室、教育センター、福祉センター、健康センターおよび東青梅センタービルの部課について新庁舎に収容するものとする。

#### オ 市町村合併について

市町村合併については、現段階では明確でないため考慮しないものとする。

### (2) 建設の位置および敷地面積

#### ア 位置

青梅市東青梅1丁目12番1ほか

#### イ 敷地面積

おおむね15,500平方メートル

### (3) 庁舎の規模および構造等

#### ア 規模

庁舎の規模は、想定人口、議員数および職員数等にもとづき庁舎標準面積算定基準を参考に、延べ面積をおおむね21,000平方メートルとする。

#### イ 構造

鉄骨鉄筋コンクリート造りとする。

耐震性については、「官庁施設の総合耐震計画基準」による。

#### ウ 配置

敷地の有効利用を図るものとする。また、人、車の動線（進入路との関連を含む。）を考慮する。

(4) 建設の年度計画および事業費

ア 年度計画

平成17年度～18年度 基本設計

平成18年度～19年度 実施設計

平成19年度～22年度 庁舎建設、現庁舎解体、外構整備等

イ 事業費

総事業費は、基金積立額の範囲内とする。

(5) 駐車場等

新庁舎地下に駐車場を確保する。また、現庁舎解体跡地に駐車スペースを確保する。

なお、駐車スペースは、防災避難場所としての利用ができるよう配慮する。

また、自転車、オートバイの駐車スペースを敷地内に確保する。